

○ 課徴金の額の計算方法について

1. 別表1ないし3の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

(1) 金融商品取引法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

イ. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を超える場合は、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額

の合計額として算定。

(注) 各違反行為において、各違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量と買付け等の数量が同数の場合は、上記イ. により計算される額が0円となることから、上記ア. により計算される額のみを記載している。

(2) 上記(1)で算定された各違反行為期間における課徴金の額につき、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

2. 別表1に掲げるベースフード株式に係る取引

(1) 令和5年10月5日午前9時13分41秒頃から午前9時35分22秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量900株に、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(723円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量5,100株を加えた6,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も6,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(6,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：4,342,500円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：4,233,900円)  
＝108,600円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、100,000円となる。

(2) 令和5年10月5日午前10時00分35秒頃から午前10時13分54秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量10,100株に、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(715円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量5,100株を加えた15,200株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も15,200株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(15,200株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：10,857,700円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：10,802,000円)  
＝55,700円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、50,000円となる。

(3) 令和5年10月5日午前10時21分02秒頃から午後2時56分49秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量19,900株に、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(714円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量3,700株を加えた23,600株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も23,600株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(23,600株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：17,038,300円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：16,965,600円)  
＝72,700円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、70,000円となる。

- (4) 令和5年10月6日午後1時09分43秒頃から午後1時19分10秒頃までの取引について
- 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、5,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も5,000株であることから、
- ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(5,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
- (有価証券の売付け等の価額：3,505,000円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：3,480,000円)  
＝25,000円
- イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。
- (5) 令和5年10月10日午後0時53分44秒頃から午後1時01分12秒頃までの取引について
- 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、4,700株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も4,700株であることから、
- ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(4,700株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
- (有価証券の売付け等の価額：3,604,900円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：3,581,400円)  
＝23,500円
- イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。
- (6) 令和5年10月10日午後1時03分33秒頃から午後1時25分20秒頃までの取引について
- 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、4,700株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も4,700株であることから、
- ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(4,700株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
- (有価証券の売付け等の価額：3,595,500円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：3,576,700円)  
＝18,800円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000円となる。

(7) 令和5年10月10日午後1時30分26秒頃から午後2時09分30秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、4,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も4,800株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(4,800株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：3,681,600円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：3,652,800円)  
＝28,800円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

(8) 令和5年10月11日午前9時04分12秒頃から午前10時40分55秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(796円)で売付け等を自己の計算においてしたもののみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量4,900株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も4,900株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(4,900株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：3,900,400円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：3,841,600円)  
＝58,800円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、50,000円となる。

(9) 令和5年10月12日午前9時10分55秒頃から午前9時16分27秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量4,600株に、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(747円)で売付け等を自己の計算においてしたもののみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量400株を加えた5,000株であり、当該違反行為に係る自

己の計算による有価証券の買付け等の数量も 5,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (5,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{有価証券の売付け等の価額} : 3,781,000 \text{ 円}) \\ & - (\text{有価証券の買付け等の価額} : 3,750,000 \text{ 円}) \\ & = 31,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、30,000 円となる。

(10) 令和 5 年 10 月 12 日午前 9 時 18 分 35 秒頃から同月 16 日午前 9 時 00 分 29 秒頃までの取引について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、40,800 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 35,700 株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (35,700 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{有価証券の売付け等の価額} : 27,672,600 \text{ 円}) \\ & - (\text{有価証券の買付け等の価額} : 27,580,800 \text{ 円}) \\ & = 91,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (40,800 株) が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (35,700 株) を超えていることから、当該超える数量 5,100 株 (売付け等の数量 40,800 株 - 買付け等の数量 35,700 株) に係る有価証券の売付け等の価額 (a) から、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての金融商品取引法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最低の価格のうち最も低い価格 (411 円) に当該超える数量を乗じて得た額 (b) を控除した額

$$\begin{aligned} & (a : 4,054,500 \text{ 円}) - (b : 2,096,100 \text{ 円}) \\ & = 1,958,400 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 2,050,200 円となる。

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、2,050,000 円となる。

(11) 令和 5 年 10 月 31 日午前 9 時 53 分 42 秒頃から午前 9 時 58 分 24 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（521円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：3,647,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：3,612,000円）  
＝35,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000円となる。

(12) 令和5年10月31日午後0時31分49秒頃から午後0時40分39秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（511円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：3,577,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：3,542,000円）  
＝35,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000円となる。

(13) 令和5年10月31日午後0時53分40秒頃から午後1時26分15秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（514円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額  
（有価証券の売付け等の価額：3,598,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：3,577,000円）  
＝21,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

(14) 令和5年10月31日午後1時46分44秒頃から午後2時00分47秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（514円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額  
（有価証券の売付け等の価額：3,598,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：3,570,000円）  
＝28,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

(15) 令和5年11月1日午後1時43分33秒頃から午後1時59分56秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（481円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額  
（有価証券の売付け等の価額：3,367,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：3,346,000円）  
＝21,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

(16) 令和5年11月2日午前10時34分58秒頃から同月17日午前10時50分20秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量187,000株に、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(480円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株を加えた194,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も194,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(194,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：94,765,000円)

－ (有価証券の買付け等の価額：94,247,700円)

＝517,300円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、510,000円となる。

(17) 令和5年11月22日午後1時42分30秒頃から午後2時19分19秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(548円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量6,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も6,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(6,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：3,288,000円)

－ (有価証券の買付け等の価額：3,264,000円)

＝24,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

(18) 令和5年11月24日午前10時14分14秒頃から午前10時24分22秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定によ

り、違反行為の開始時にその時における価格（575.9円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,031,300円）  
－（有価証券の買付け等の価額：3,990,000円）  
＝41,300円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、40,000円となる。

(19) 令和5年11月24日午前10時34分56秒頃から同月27日午前10時06分12秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（582円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,074,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：4,018,000円）  
＝56,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、50,000円となる。

### 3. 別表2に掲げるGunosy株式に係る取引

(1) 令和5年10月10日午前9時05分46秒頃から午後0時32分23秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（698円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量5,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も5,100株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (5,100 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額  
(有価証券の売付け等の価額 : 3,559,800 円)  
－ (有価証券の買付け等の価額 : 3,503,700 円)  
=56,100 円

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、50,000 円となる。

(2) 令和 5 年 10 月 11 日午前 9 時 27 分 45 秒頃から午前 10 時 07 分 42 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (699 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 5,100 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 5,100 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (5,100 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額  
(有価証券の売付け等の価額 : 3,564,900 円)  
－ (有価証券の買付け等の価額 : 3,513,900 円)  
=51,000 円

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、50,000 円となる。

(3) 令和 5 年 10 月 11 日午前 10 時 24 分 36 秒頃から午後 1 時 41 分 56 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、5,100 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 5,100 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (5,100 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額  
(有価証券の売付け等の価額 : 3,519,000 円)  
－ (有価証券の買付け等の価額 : 3,503,700 円)  
=15,300 円

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、10,000 円となる。

- (4) 令和5年10月11日午後2時14分58秒頃から午後2時25分35秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(684円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量5,500株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も5,500株であることから、

- ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(5,500株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額: 3,762,000円)  
－ (有価証券の買付け等の価額: 3,723,500円)  
＝38,500円

- イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000円となる。

- (5) 令和5年10月16日午前10時53分20秒頃から午前11時07分39秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(697.6円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量6,500株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も6,500株であることから、

- ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(6,500株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額: 4,534,400円)  
－ (有価証券の買付け等の価額: 4,498,000円)  
＝36,400円

- イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000円となる。

- (6) 令和5年10月17日午前9時03分08秒頃から同月24日午前9時30分13秒頃までの取引について

- ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量122,100株に、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(700.1円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量6,600株を加えた128,700株であり、当該違反行為

に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 122,100 株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (122,100 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{有価証券の売付け等の価額} : 89,389,160 \text{ 円}) \\ & - (\text{有価証券の買付け等の価額} : 88,735,500 \text{ 円}) \\ & = 653,660 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (128,700 株) が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (122,100 株) を超えていることから、当該超える数量 6,600 株 (売付け等の数量 128,700 株 - 買付け等の数量 122,100 株) に係る有価証券の売付け等の価額 (a) から、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての金融商品取引法第 6 7 条の 1 9 又は第 1 3 0 条に規定する最低の価格のうち最も低い価格 (666 円) に当該超える数量を乗じて得た額 (b) を控除した額

$$\begin{aligned} & (a : 4,681,200 \text{ 円}) - (b : 4,395,600 \text{ 円}) \\ & = 285,600 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 939,260 円となる。

イ. 金融商品取引法第 1 7 6 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、930,000 円となる。

(7) 令和 5 年 1 0 月 2 4 日午前 1 1 時 1 8 分 5 2 秒頃から同月 2 6 日午前 9 時 2 2 分 1 7 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 37,200 株に、金融商品取引法第 1 7 4 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 3 3 条の 1 2 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (696 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株を加えた 44,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 44,200 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (44,200 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{有価証券の売付け等の価額} : 30,971,800 \text{ 円}) \\ & - (\text{有価証券の買付け等の価額} : 30,683,400 \text{ 円}) \\ & = 288,400 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第 1 7 6 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、280,000 円となる。

- (8) 令和5年10月26日午前9時38分27秒頃から午前9時43分16秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（689円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

- ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,823,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：4,795,000円）  
＝28,000円

- イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

- (9) 令和5年10月26日午前10時19分03秒頃から午前10時27分14秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（688円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

- ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,816,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：4,788,000円）  
＝28,000円

- イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

- (10) 令和5年10月26日午前10時43分40秒頃から午前11時11分57秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（694円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量

7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額: 4,858,000円)  
－ (有価証券の買付け等の価額: 4,830,000円)  
＝28,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

(11) 令和5年10月27日午前10時12分09秒頃から午後3時00分00秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量12,000株に、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(705.9円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株を加えた19,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も19,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(19,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額: 13,473,300円)  
－ (有価証券の買付け等の価額: 13,440,100円)  
＝33,200円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000円となる。

(12) 令和5年10月30日午前9時46分06秒頃から午前9時50分46秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(724.1円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額: 5,068,700円)

－（有価証券の買付け等の価額：5,040,000円）  
＝28,700円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

(13) 令和5年10月30日午前10時00分58秒頃から午前10時06分20秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（728円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：5,096,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：5,061,000円）  
＝35,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000円となる。

(14) 令和5年10月30日午前10時38分48秒頃から午後3時00分00秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（723円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：5,061,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：5,026,000円）  
＝35,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000円となる。

(15) 令和5年10月31日午前9時38分12秒頃から午前9時46分57秒頃までの

取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（717円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：5,019,000円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：4,967,000円)} \\ & = 52,000円 \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、50,000円となる。

(16) 令和5年10月31日午後1時11分47秒頃から午後1時17分52秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（707.8円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：4,954,600円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：4,914,000円)} \\ & = 40,600円 \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、40,000円となる。

(17) 令和5年11月1日午前9時49分57秒頃から午後1時33分05秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（713円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,991,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：4,949,000円）  
＝42,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、40,000円となる。

(18) 令和5年11月8日午後2時17分24秒頃から午後2時24分07秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（700.9円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量6,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も6,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（6,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,205,400円）  
－（有価証券の買付け等の価額：4,164,000円）  
＝41,400円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、40,000円となる。

(19) 令和5年11月9日午前10時11分32秒頃から同月10日午前9時05分23秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量14,000株に、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（699円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量6,000株を加えた20,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も20,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（20,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：13,994,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：13,894,700円）  
＝99,300円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、90,000円となる。

(20) 令和5年11月10日午後2時34分38秒頃から午後3時00分00秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(694.1円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量6,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も6,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(6,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額: 4,164,600円)  
－ (有価証券の買付け等の価額: 4,152,000円)  
＝12,600円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000円となる。

(21) 令和5年11月15日午後2時13分34秒頃から午後2時23分49秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(690円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量6,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も6,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(6,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額: 4,140,000円)  
－ (有価証券の買付け等の価額: 4,116,000円)  
＝24,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

(22) 令和5年11月16日午後0時31分17秒頃から午後0時39分22秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引

法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（684円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量6,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も6,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（6,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,104,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：4,068,000円）  
＝36,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000円となる。

(23) 令和5年11月16日午後1時23分19秒頃から午後3時00分00秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（683円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量6,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も6,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（6,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,098,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：4,086,000円）  
＝12,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000円となる。

(24) 令和5年11月17日午前10時37分45秒頃から午前10時44分49秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（681円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己

の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{有価証券の売付け等の価額} : 4,767,000 \text{ 円}) \\ & - (\text{有価証券の買付け等の価額} : 4,739,000 \text{ 円}) \\ & = 28,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

(25) 令和5年11月17日午後2時11分43秒頃から午後2時15分10秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(680.2円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{有価証券の売付け等の価額} : 4,761,400 \text{ 円}) \\ & - (\text{有価証券の買付け等の価額} : 4,739,000 \text{ 円}) \\ & = 22,400 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

(26) 令和5年11月20日午前9時38分00秒頃から同月27日午後3時00分00秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量14,000株に、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(691円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株を加えた21,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も21,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(21,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{有価証券の売付け等の価額} : 14,623,000 \text{ 円}) \\ & - (\text{有価証券の買付け等の価額} : 14,539,000 \text{ 円}) \\ & = 84,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未

満の端数を切捨て、80,000円となる。

(27) 令和5年11月28日午前9時53分16秒頃から午後3時00分00秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量7,000株に、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(694円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株を加えた14,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も14,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(14,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：9,653,000円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：9,597,000円)  
＝56,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、50,000円となる。

(28) 令和5年11月29日午前9時14分35秒頃から同年12月1日午後2時21分00秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量21,000株に、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(690円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株を加えた28,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も28,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(28,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：19,348,000円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：19,194,000円)  
＝154,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、150,000円となる。

(29) 令和5年12月4日午前9時49分25秒頃から同月5日午後3時00分00秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量10,000株に、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(707

円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株を加えた17,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も17,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(17,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額:12,059,000円)

－(有価証券の買付け等の価額:12,008,000円)

＝51,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア.で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、50,000円となる。

#### 4. 別表3に掲げる日本ギア工業株式に係る取引

(1) 令和5年12月5日午後0時40分13秒頃から午後3時00分00秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(552円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量5,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も5,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(5,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額:2,760,000円)

－(有価証券の買付け等の価額:2,715,000円)

＝45,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア.で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、40,000円となる。

(2) 令和5年12月12日午前9時13分33秒頃から午前9時15分07秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(575.8円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量3,300株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も3,300株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(3,300株)に係るものについて、自己

の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{有価証券の売付け等の価額} : 1,900,140 \text{ 円}) \\ & - (\text{有価証券の買付け等の価額} : 1,884,300 \text{ 円}) \\ & = 15,840 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000円となる。

(3) 令和5年12月12日午前9時33分55秒頃から午前9時36分09秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(579円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{有価証券の売付け等の価額} : 4,053,000 \text{ 円}) \\ & - (\text{有価証券の買付け等の価額} : 4,011,000 \text{ 円}) \\ & = 42,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、40,000円となる。

(4) 令和5年12月12日午前10時07分10秒頃から午前10時10分00秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(584.8円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{有価証券の売付け等の価額} : 4,093,600 \text{ 円}) \\ & - (\text{有価証券の買付け等の価額} : 4,032,000 \text{ 円}) \\ & = 61,600 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未

満の端数を切捨て、60,000円となる。

- (5) 令和5年12月12日午前10時37分55秒頃から午前10時48分29秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（586円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

- ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,102,000円）  
－（有価証券の買付け等の価額：4,081,000円）  
＝21,000円

- イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

- (6) 令和5年12月12日午前11時17分36秒頃から午前11時22分49秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（580.1円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

- ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,060,700円）  
－（有価証券の買付け等の価額：4,019,400円）  
＝41,300円

- イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、40,000円となる。

- (7) 令和5年12月12日午後2時09分51秒頃から午後2時14分40秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（574円）で売付け等を自己の計算におい

てしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 4,018,000 円)

－ (有価証券の買付け等の価額 : 4,004,000 円)

=14,000 円

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、10,000 円となる。

(8) 令和 5 年 1 2 月 1 2 日午後 2 時 4 6 分 2 6 秒頃から午後 2 時 5 1 分 0 0 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 1 2 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (582 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 4,074,000 円)

－ (有価証券の買付け等の価額 : 4,060,000 円)

=14,000 円

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、10,000 円となる。

(9) 令和 5 年 1 2 月 1 3 日午前 9 時 1 6 分 3 3 秒頃から午前 9 時 4 3 分 5 7 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 1 2 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (585 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：4,095,000円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：4,018,000円)  
＝77,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、70,000円となる。

(10) 令和5年12月13日午前9時57分02秒頃から午前10時18分51秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(586円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：4,102,000円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：4,053,100円)  
＝48,900円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、40,000円となる。

(11) 令和5年12月13日午前10時35分02秒頃から午前10時54分06秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(586円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：4,102,000円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：4,039,000円)  
＝63,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、60,000円となる。

(12) 令和5年12月13日午後1時39分55秒頃から午後1時53分21秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(565円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額: 3,955,000円)  
－ (有価証券の買付け等の価額: 3,927,000円)  
= 28,000円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

(13) 令和5年12月13日午後2時15分50秒頃から同月14日午前8時52分08秒頃までの取引について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(571.5円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は200株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(200株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額: 114,300円)  
－ (有価証券の買付け等の価額: 114,400円)  
= -100円

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(7,000株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(200株)を超えていることから、当該超える数量6,800株(売付け等の数量7,000株－買付け等の数量200株)に係る有価証券の売付け等の価額(a)から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格(511円)に当該超える数量を乗じて得た額(b)

$$\begin{aligned} & \text{を控除した額} \\ & (\text{a} : 3,886,200 \text{ 円}) - (\text{b} : 3,474,800 \text{ 円}) \\ & = 411,400 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 411,300 円となる。

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、410,000 円となる。

(14) 令和 5 年 12 月 14 日午後 1 時 54 分 24 秒頃から午後 2 時 00 分 08 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、金融商品取引法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (545.7 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{有価証券の売付け等の価額} : 3,819,900 \text{ 円}) \\ & - (\text{有価証券の買付け等の価額} : 3,780,000 \text{ 円}) \\ & = 39,900 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、30,000 円となる。

5. 上記 2. ないし 4. により算定した額の合計

$$\begin{aligned} & 2. \text{ の合計額 } 3,160,000 \text{ 円} + 3. \text{ の合計額 } 2,250,000 \text{ 円} + 4. \text{ の合計額 } 860,000 \text{ 円} \\ & = 6,270,000 \text{ 円} \quad \text{となる。} \end{aligned}$$

※ 違反行為に係る売付け等の価額及び買付け等の価額等の詳細については、別表 4 を参照。